

【一般会計】

(単位:千円)

款	項	目	a	b	a-b	増△減率	主な増減理由等
			令和6年度 当初予算(案)額	令和5年度 当初予算額	増△減		
民生費+衛生費			30,989,395	29,805,861	1,183,534	4.0%	
民生費			29,732,796	28,571,676	1,161,120	4.1%	
	社会福祉費		11,342,727	10,813,163	529,564	4.9%	
	社会福祉総務費		401,866	230,609	171,257	74.3%	物価高騰子育て支援給付金給付費+190,629、生活館施設整備費△31,121
	障害者福祉費		7,488,350	7,189,937	298,413	4.2%	障害者自立支援給付費+270,832、障害者地域生活支援費+14,307
	老人福祉費		734,253	742,816	△ 8,563	△ 1.2%	高齢者おでかけサポートバス事業費△5,695
	介護保険会計繰出金		2,718,258	2,649,801	68,457	2.6%	
	児童福祉費		9,864,626	9,105,670	758,956	8.3%	
	児童福祉総務費		412,779	247,176	165,603	67.0%	児童福祉施設整備補助事業費+178,095
	児童措置費		7,929,505	7,430,667	498,838	6.7%	児童手当+366,445、私立保育所(園)運営費+138,276
	母子等福祉費		873,850	895,759	△ 21,909	△ 2.4%	児童扶養手当△20,158
	児童福祉施設費		648,492	532,068	116,424	21.9%	保育所管理運営費+49,521、保育所整備費+33,865、児童保育センター管理費+33,031
	医療給付費		902,542	683,446	219,096	32.1%	
	子ども医療給付費		499,840	269,448	230,392	85.5%	子ども医療給付費+224,649
	未熟児養育医療給付費		12,998	12,703	295	2.3%	
	ひとり親家庭等医療給付費		126,038	129,090	△ 3,052	△ 2.4%	ひとり親家庭等医療給付費△3,001
	重度心身障害者医療給付費		263,666	272,205	△ 8,539	△ 3.1%	重度心身障害者医療給付費△8,214
	生活保護費		7,622,901	7,969,397	△ 346,496	△ 4.3%	
	生活保護総務費		31,261	45,123	△ 13,862	△ 30.7%	生活保護事務費△13,862
	扶助費		7,591,640	7,924,274	△ 332,634	△ 4.2%	生活保護費△332,634
衛生費			1,256,599	1,234,185	22,414	1.8%	
	保健衛生費		1,256,599	1,234,185	22,414	1.8%	
	保健衛生総務費		438,560	441,506	△ 2,946	△ 0.7%	妊婦・乳幼児健康診査費△5,308
	夜間急病診療費		205,612	164,364	41,248	25.1%	救急医療対策費+30,161、休日夜間急病センター管理運営費+11,087
	予防費		540,801	597,929	△ 57,128	△ 9.6%	予防接種費△51,606、感染症予防費△8,868
	保健福祉センター費		71,626	30,386	41,240	135.7%	保健福祉センター整備費+42,275
一般会計予算案総額			93,016,000	86,172,000	6,844,000	7.9%	
内 民生費・衛生費の割合			33.3%	34.6%	—	—	

【特別会計】

(単位:千円)

	令和6年度 当初予算(案)額	令和5年度 当初予算額	増△減	増△減率	主な増減理由等
介護保険会計	17,122,809	16,565,715	557,094	3.4%	居宅介護サービス給付費+503,167、介護予防・日常生活支援サービス事業費+62,474

※令和6年度介護保険会計当初予算(案)額総額は17,131,401千円。
令和3年度からの介護保険料収納業務の移管に伴い、令和6年度は他部において8,592千円を計上。

主 要 事 業

(単位:千円)

事 業 名	事業費	左の財源内訳		事 業 内 容	備 考
		特定財源	一般財源		
民 生 費					
物価高騰子育て支援給付金給付事業(新規)	190,629	128,584 国庫補助金 128,584	62,045	食料品等の物価高騰や学校給食費改定の影響を受けた子育て世帯を支援するため、給付金を支給 ・対象 平成18年4月2日以降に出生した児童を扶養している世帯等 ・支給額 児童1人につき8,000円 ・支給日 令和6年6月中旬開始予定	地方創生臨時交付金を活用
ひきこもり支援事業(新規)	8,933	4,467 国庫補助金 4,467	4,466	ひきこもり当事者やその家族等からの相談件数の増加、支援の複雑化・中長期化に対応するため、社会福祉士等による伴走支援を実施 ・事業内容 相談支援事業、居場所づくり事業	
家計改善支援事業(新規)	1,134	756 国庫補助金 756	378	家計に課題を抱える生活困窮者に対する相談支援の充実 ・家計を「見える化」し、再生プランを作成 ・有資格者による専門的な助言・指導等	
生活館整備事業(継続)	24,798	24,638 国庫補助金 19,838 市債 4,800	160	アイヌ文化の伝承活動の充実と施設利用の利便性向上に向けた生活館の整備 ・倉庫新築工事、備品等購入	
障害者日常生活用具給付事業(拡充)	1,700	1,275 国庫補助金 850 道補助金 425	425	生命・身体機能の維持に必要な電気式の医療機器を日常的に使用している者に対し、停電を伴う災害時における電源確保を目的として「非常用電源装置」を新たに支給対象用具に追加	事業費総額 58,327千円

主 要 事 業

(単位:千円)

事 業 名	事業費	左の財源内訳		事 業 内 容	備 考
		特定財源	一般財源		
介護給付・地域生活支援事業(拡充)	12,666	9,499 国庫負担金 6,333 道負担金 3,166	3,167	障害児通所給付費の支給量(1ヶ月当たりの利用日数の上限)の見直しを実施 ・対象給付費 児童発達支援、放課後等デイサービス ・支給量 15日 ⇒ 23日	事業費総額 1,310,624千円
帯広ファミリーサポートセンター事業(拡充)	945	945 基金繰入金 945		利用料金が負担となり利用を控えているひとり親世帯等が子育てに対する孤立や不安を軽減し、安心して子育てに取り組めるよう利用料金の一部を支援 ・対象者 ひとり親世帯、市民税非課税世帯 等 ・助成額 提供会員に支払う報酬額の1/2	事業費総額 6,573千円
保育ICTシステム導入事業(新規)	31,349	31,349 国庫補助金 19,587 基金繰入金 11,762		公立保育所に保育ICTシステムを導入 ・対象施設 公立保育所 7所 私立保育所(園)等が行う保育ICTシステムの導入及び機能追加を支援 ・対象施設 私立保育所(園)、小規模保育施設、事業所内保育施設	
認定こども園等施設給付事業(拡充)	82,661	56,704 国庫負担金 30,749 道負担金 25,955	25,957	私学助成幼稚園から施設型給付幼稚園に移行する施設に対して給付を実施 ・移行予定園 帯広わかば幼稚園	事業費総額 1,440,266千円

区分	助成前報酬額	助成後報酬額
月曜日から金曜日までの午前7時から午後9時	1人につき30分ごとに300円	1人につき30分ごとに150円
日曜日、土曜日、祝日並びに上記の時間帯以外の時間	1人につき30分ごとに350円	1人につき30分ごとに175円

区分	補助基準額(上限)	補助率
新規導入	1,300,000円	3/4 (国1/2、市1/4)
機能追加(1機能)	700,000円	
機能追加(2機能)	900,000円	

主 要 事 業

(単位:千円)

事 業 名	事業費	左の財源内訳		事 業 内 容	備 考																																														
		特定財源	一般財源																																																
児童手当支給事業(拡充)	466,635	463,512 国庫負担金 445,323 国庫補助金 16,500 道負担金 1,689	3,123	<p>児童手当の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拡充内容 <ul style="list-style-type: none"> 所得制限・上限の撤廃 支給期間を高校生年代まで延長 第3子以降の支給額を3万円に増額 多子加算カウント方法の見直し ・変更時期 令和6年10月手当分(令和6年12月支給) <p>～令和6年9月手当分</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>第1～2子</th> <th>第3子以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3歳未満</td> <td colspan="2">15,000円</td> </tr> <tr> <td>3歳以上中学生未満</td> <td>10,000円</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td colspan="2">10,000円</td> </tr> <tr> <td>高校生</td> <td colspan="2">支給なし</td> </tr> <tr> <td>所得制限超過世帯</td> <td colspan="2">5,000円</td> </tr> <tr> <td>所得上限超過世帯</td> <td colspan="2">支給なし</td> </tr> <tr> <td>大学生</td> <td colspan="2">支給なし・多子加算なし</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; color: blue; font-size: 2em;">➡</p> <p>令和6年10月手当分～</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>第1～2子</th> <th>第3子以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3歳未満</td> <td colspan="2">15,000円</td> </tr> <tr> <td>3歳以上中学生未満</td> <td>10,000円</td> <td rowspan="3">30,000円</td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>高校生</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>所得制限超過世帯</td> <td colspan="2">撤廃</td> </tr> <tr> <td>所得上限超過世帯</td> <td colspan="2">撤廃</td> </tr> <tr> <td>大学生</td> <td colspan="2">支給なし・多子加算あり</td> </tr> </tbody> </table> <p>児童手当の支給回数について、現行の年3回から年6回に変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更時期 令和6年12月(令和6年度は6月、10月、12月、2月の年4回支給) 	区分	第1～2子	第3子以降	3歳未満	15,000円		3歳以上中学生未満	10,000円	15,000円	中学生	10,000円		高校生	支給なし		所得制限超過世帯	5,000円		所得上限超過世帯	支給なし		大学生	支給なし・多子加算なし		区分	第1～2子	第3子以降	3歳未満	15,000円		3歳以上中学生未満	10,000円	30,000円	中学生	10,000円	高校生	10,000円	所得制限超過世帯	撤廃		所得上限超過世帯	撤廃		大学生	支給なし・多子加算あり		<p>事業費総額 2,483,752千円 一部総務費にて計上</p>
区分	第1～2子	第3子以降																																																	
3歳未満	15,000円																																																		
3歳以上中学生未満	10,000円	15,000円																																																	
中学生	10,000円																																																		
高校生	支給なし																																																		
所得制限超過世帯	5,000円																																																		
所得上限超過世帯	支給なし																																																		
大学生	支給なし・多子加算なし																																																		
区分	第1～2子	第3子以降																																																	
3歳未満	15,000円																																																		
3歳以上中学生未満	10,000円	30,000円																																																	
中学生	10,000円																																																		
高校生	10,000円																																																		
所得制限超過世帯	撤廃																																																		
所得上限超過世帯	撤廃																																																		
大学生	支給なし・多子加算あり																																																		
児童扶養手当支給事業(拡充)	20,050	5,949 国庫負担金 5,949	14,101	<p>児童扶養手当の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拡充内容 <ul style="list-style-type: none"> 所得制限の緩和 第3子以降の支給額を第2子と同額に増額 ・変更時期 令和6年11月手当分(令和7年1月支給) <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和5年4月～</th> <th>令和6年4月～</th> <th>令和6年11月～(見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1子</td> <td>全部支給</td> <td>44,140円</td> <td>45,500円</td> <td>45,500円</td> </tr> <tr> <td>一部支給</td> <td>10,410円～44,130円</td> <td>10,740円～45,490円</td> <td>10,740円～45,490円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2子</td> <td>全部支給</td> <td>10,420円</td> <td>10,750円</td> <td>10,750円</td> </tr> <tr> <td>一部支給</td> <td>5,210円～10,410円</td> <td>5,380円～10,740円</td> <td>5,380円～10,740円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3子以降</td> <td>全部支給</td> <td>6,250円</td> <td>6,450円</td> <td>10,750円</td> </tr> <tr> <td>一部支給</td> <td>3,130円～6,240円</td> <td>3,230円～6,440円</td> <td>5,380円～10,740円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">全部支給所得制限限度額</td> <td colspan="2">年収160万円</td> <td>年収190万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">一部支給所得制限限度額</td> <td colspan="2">年収365万円</td> <td>年収385万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※所得制限限度額は扶養親族等が1名の場合</p>	区分	令和5年4月～	令和6年4月～	令和6年11月～(見込)	第1子	全部支給	44,140円	45,500円	45,500円	一部支給	10,410円～44,130円	10,740円～45,490円	10,740円～45,490円	第2子	全部支給	10,420円	10,750円	10,750円	一部支給	5,210円～10,410円	5,380円～10,740円	5,380円～10,740円	第3子以降	全部支給	6,250円	6,450円	10,750円	一部支給	3,130円～6,240円	3,230円～6,440円	5,380円～10,740円	全部支給所得制限限度額		年収160万円		年収190万円	一部支給所得制限限度額		年収365万円		年収385万円	<p>事業費総額 849,485千円 一部総務費にて計上</p>					
区分	令和5年4月～	令和6年4月～	令和6年11月～(見込)																																																
第1子	全部支給	44,140円	45,500円	45,500円																																															
	一部支給	10,410円～44,130円	10,740円～45,490円	10,740円～45,490円																																															
第2子	全部支給	10,420円	10,750円	10,750円																																															
	一部支給	5,210円～10,410円	5,380円～10,740円	5,380円～10,740円																																															
第3子以降	全部支給	6,250円	6,450円	10,750円																																															
	一部支給	3,130円～6,240円	3,230円～6,440円	5,380円～10,740円																																															
全部支給所得制限限度額		年収160万円		年収190万円																																															
一部支給所得制限限度額		年収365万円		年収385万円																																															

主 要 事 業

(単位:千円)

事 業 名	事業費	左の財源内訳		事 業 内 容	備 考
		特定財源	一般財源		
私立保育所改築事業(新規)	178,095	178,095 道補助金 118,730 基金繰入金 11,965 市債 47,400		老朽化した私立保育所の改築費の一部を支援 ・ひばり保育園(木造平屋建 延床面積856㎡) ・定員90人	債務負担行為設定 (令和6年度～令和26年度) 限度額 213,600千円
	(債 務 負 担 行 為 設 定)				

主要事業

(単位:千円)

事業名	事業費	左の財源内訳		事業内容	備考																																																																
		特定財源	一般財源																																																																		
子ども医療費給付事業(拡充)	172,053		172,053	<p>子ども医療費助成制度の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始時期 令和6年4月1日 ・拡充内容 所得制限の撤廃 助成対象者を中学生まで拡大 等 <p><現行></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">就学前</th> <th colspan="2">小学生</th> <th colspan="2">中学生</th> </tr> <tr> <th>入院</th> <th>通院</th> <th>入院</th> <th>通院</th> <th>入院</th> <th>通院</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得超過</td> <td colspan="2">2割負担</td> <td colspan="4">3割負担</td> </tr> <tr> <td>課税</td> <td colspan="2" rowspan="2">負担なし</td> <td colspan="2">1割負担</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>非課税</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; font-size: 2em;">↓</p> <p><令和6年4月以降></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">就学前</th> <th colspan="2">小学生</th> <th colspan="2">中学生</th> </tr> <tr> <th>入院</th> <th>通院</th> <th>入院</th> <th>通院</th> <th>入院</th> <th>通院</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得超過</td> <td colspan="2">市独自拡大 負担なし</td> <td colspan="4">市独自拡大 1割負担</td> </tr> <tr> <td>課税</td> <td colspan="2" rowspan="2">負担なし</td> <td colspan="2">1割負担</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>非課税</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>		就学前		小学生		中学生		入院	通院	入院	通院	入院	通院	所得超過	2割負担		3割負担				課税	負担なし		1割負担				非課税						就学前		小学生		中学生		入院	通院	入院	通院	入院	通院	所得超過	市独自拡大 負担なし		市独自拡大 1割負担				課税	負担なし		1割負担				非課税					事業費総額 502,939千円
	就学前		小学生			中学生																																																															
	入院	通院	入院	通院	入院	通院																																																															
所得超過	2割負担		3割負担																																																																		
課税	負担なし		1割負担																																																																		
非課税																																																																					
	就学前		小学生		中学生																																																																
	入院	通院	入院	通院	入院	通院																																																															
所得超過	市独自拡大 負担なし		市独自拡大 1割負担																																																																		
課税	負担なし		1割負担																																																																		
非課税																																																																					

主 要 事 業

(単位:千円)

事 業 名	事業費	左の財源内訳		事 業 内 容	備 考
		特定財源	一般財源		
衛 生 費					
妊婦歯科健康診査助成事業(新規)	2,948	1,474 国庫補助金 1,474	1,474	安心・安全な児の出産を促進するため、妊娠中期における歯科健康診査費用を助成 ・対象者 妊娠16週～妊娠27週程度の妊婦 ・助成額 上限4,640円	